

平成 31 年度

人間発達科学部 発達教育学科

帰国生徒入試

小論文

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないこと。
- 2 この問題冊子は表紙を入れて全部で 5 ページ、解答用紙は 2 枚、下書き用紙は 2 枚である。試験開始の合図があつてから確認すること。
なお、試験問題に文字などの印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れなどがあった場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
- 3 試験開始後に、解答用紙の指定欄に受験番号を算用数字で記入すること。
氏名を書いてはいけない。
- 4 解答は全て解答用紙に記入すること。指定された解答用紙以外に記入した解答は、採点の対象としないので注意すること。
- 5 試験終了後、問題冊子および下書き用紙は持ち帰ること。

実施年月日
30.11.28
富山大学

問題

課題文を読み、以下の問い合わせに答えなさい。

なお、課題文に関しては一部書き改めた部分がある。

問1 課題文の内容を600字以内で要約しなさい。

問2 筆者の主張についてあなたはどのように考えますか。論拠を示しながら800字以内で述べなさい。

課題文

家庭裁判所の調査及び審判の手続き^注を受けた後であっても、やや累犯性（犯罪を反覆して行うこと）のある少年達は、非行または家出や無断外泊などの問題行動を繰り返す場面に、しばしば出くわします。このように、少年達の中には、裁判官や家庭裁判所調査官の目の前で、自分が犯した非行やそれまでの生活態度などについて反省の言葉を語りながらも、その直後に生活を崩す者は、実は珍しくありません。

では、こうした少年達は、家庭裁判所では、その場を取り繕い、反省したふりをしていましたのでしょうか。

いいえ、そうではありません。少年達の多くは、家庭裁判所においては、もう二度と犯罪をしない、親を悲しませない、学校や仕事に真面目に行くなど、立ち直りの気持ちを持っています。しかしながら、家庭や地域に戻り、日常生活を送る中で、家庭裁判所で表明した決意は段々薄れていき、目の前の楽しさに夢中になり、時には「少しくらいならば、ばれないだろう」との安易な思いから非行に走ることもあります。

家庭裁判所を訪れる少年達は、学校生活においては勉強や運動が苦手であり、自分の気持ちや考えを適切に伝え、相手の立場や気持ちを推し量ってやりとりすることが苦手で、人間関係のトラブルを繰り返してきた経歴のある場合が少なくありません。18歳や19歳でありながら、学校や職場に所属せず、これといった目的もないまま無職であることも珍しくありません。本来であれば、勉学、運動、仕事、趣味などを通じて、人生をおう歌する時期のはずですが、どこか覇気が感じられず、時には不健康な印象を持たざるを得な

い少年達も見受けられます。

このような少年が当初抱いた更生に向けての健気な決意は、周囲からの強力なサポートを得て初めて行動に移し、持続できるというケースが少なくありません。

このような少年達に対して、経済的あるいは精神的な自立を促すことは難しいことから、家庭裁判所では調査官が中心となって、少年達の長所や才能を見つけ、少しでも生き生きと暮らすことができるよう手助けを行います。

少年法の第1条には「この法律は健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と、法律の目的が書かれています。

少年法が環境の調整を目的としていることから、家庭裁判所では法を具体化するための様々なとりくみを行っています。例えば、安定した生活状況をつくるため、求職中の少年に対して仕事の探し方を助言することができます。最近では地域サポートステーション（厚生労働省から委託を受けた若者就労支援サービス機関）と連携する家庭裁判所もあります。次に家庭関係では、家族との折り合いの悪さなどにストレスを感じている少年に対して、言い分に耳を傾け、ストレスが軽減できるように少年のみならず家族に対しても働きかけを行うことがあります。さらには家計面で課題を抱えている場合には、保護者に対して行政機関などの相談窓口を紹介する場合もあります。このように、少年達が、健全な生活を送れるように様々な支援を行っています。

大人であっても、家庭や職場の人間関係のいざこざが原因でメンタル不全に陥ってしまうことがあります。人生経験がまだ浅い少年達ならば、大人以上に環境の影響を受けやすいことは、容易に予想できます。

少年法第1条において、性格の矯正と環境の調整が並列で書かれていることは、少年事件の特質を如実に示していると言っても過言ではありません。

「恵まれない環境に置かれた者が皆、非行に走るとは限らない。中には努力を重ねて非行とは無縁の生活を送っている人もいる。結局はその人個人の問題ではないか」との声をしばしば耳にします。確かに、周囲に責任転嫁することなく、自分の人生を^{たくま}遙しく切り開

いて生きている人も少なくありません。

しかし、先に述べたような少年の特性を見ると、個々の少年達の資質も看過できないものの、とりまく家庭や地域など環境から受ける影響についても小さくないことも押さえておきたい点です。特に資質面の特性に配慮した周囲からの適切な関わりを受ける機会が保障されないと、家庭や社会の中で疎外感を持ちやすくなり、非行など問題行動として表出する場合があります。

日本国憲法第25条第1項では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、第2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています（これらを生存権といいます）。さらには同法第26条第1項では教育を受ける権利、同法第27条第1項では勤労の権利を定めています（これらをまとめて社会権といいます）。社会的・経済的弱者が人間らしい生活ができるように国家の積極的な介入を求めることができる権利です。

この考え方を少年事件に当てはめた場合、学校や職場にうまく適応できず、対人関係の持ち方に課題を抱えるなど、何かしら社会から疎外感を持っている少年達に対して、国が適切に介入した上で、適切な支援や助言を行い、その人らしく生きることができるよう生活環境を整備する義務があると解されます。

最近、18歳や19歳で犯罪を起こした場合に、少年達を保護するのではなく、大人としての刑罰を受けさせる方が適切であるとの意見を耳にします。つまり、大人として責任を課すことが非行への歯止めとなる、社会的責任を意識させることにより、再犯や非行を減らせることができるという主張です。多くの非行には被害者がいます。例えば被害程度が小さくなく被害者らの処罰感情が強い事件も散見され、このような事件が社会的に注目を浴びていることが、この主張を支えるものとなっています。

しかし、このような事件であっても、被害者の心情に配慮し、少年や保護者に対しては民事的及び道義的な責任が伴うことを押さえつつ、非行を個人のみの問題と考えるのではなく、社会の格差などひずみによって生じた課題とする視座が必要であると考えます。

少年非行を個人の問題に限定することなく、家庭、学校、地域環境さらには経済格差など社会問題が背景にあり、非行問題を解決するには手厚い保護を優先させることこそが、

日本国憲法や少年法の理念に立脚したものと考えます。

出典：日比野 厚「憲法を活かした少年の更生のために」『子ども白書 2016』

日本子どもを守る会編、本の泉社、2016年

注：家庭裁判所調査官による少年の立ち直りに向けた調査、裁判官によるどのような処分が必要か決める審判。

平成31年度 人間発達科学部発達教育学科 帰国生徒入試 小論文解答用紙

(2 枚中の 1)

(横書きで記入すること)

受験番号

問 1

平成31年度 人間発達科学部発達教育学科 帰国生徒入試 小論文解答用紙
(2枚中の2)

(横書きで記入すること)

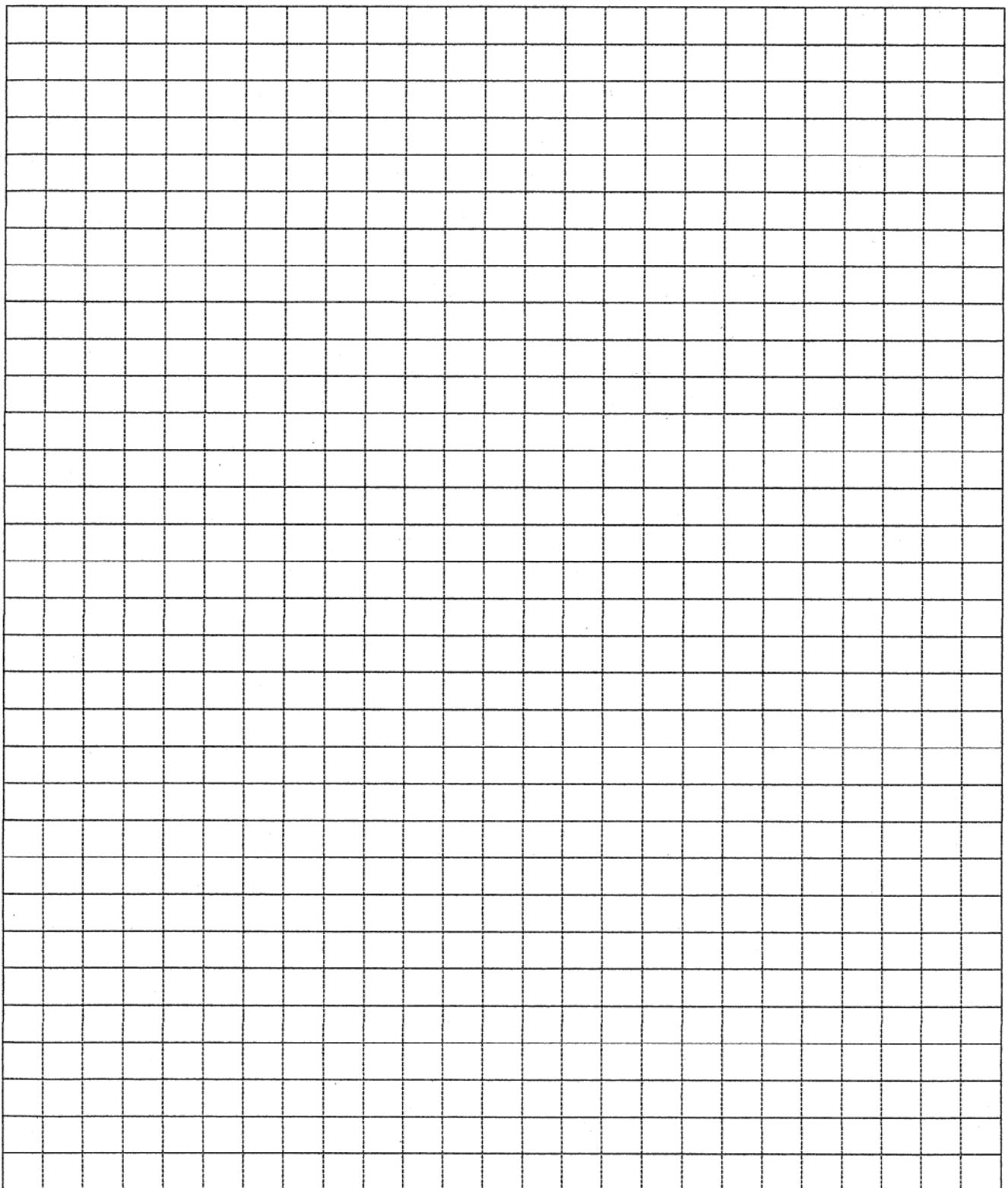
受験番号

問 2

400

800

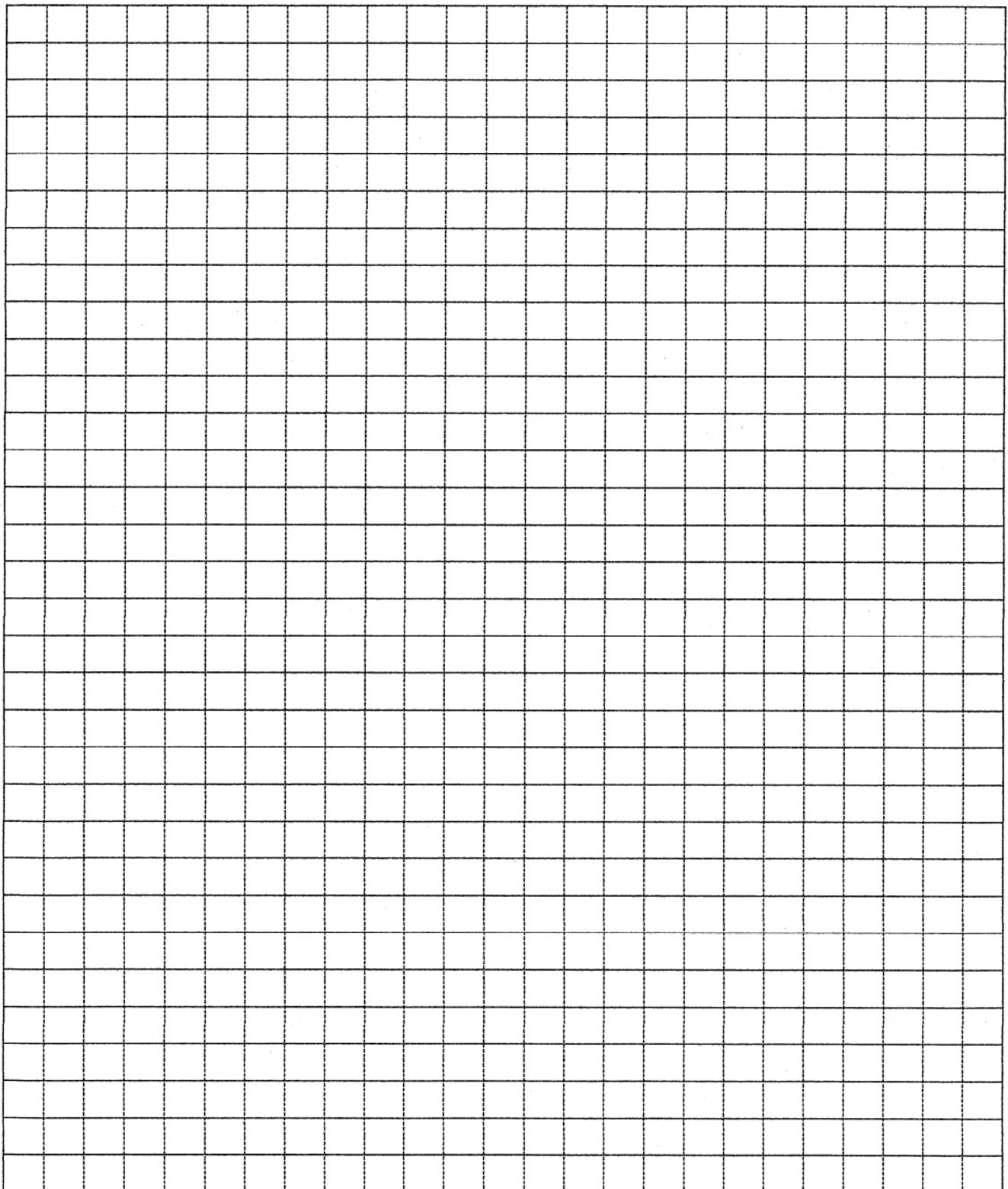
下書き用紙



400

800

下書き用紙



400

800